

西村あさひ法律事務所

ミャンマー：外国通貨の強制転換等についての続報
＜CBMによる銀行宛て Directive の発出＞

アジアニュースレター

2022年4月8日号

執筆者：

E-mail ☒ 湯川 雄介

E-mail ☒ 鈴木 健文

E-mail ☒ チーチャンニェイン

E-mail ☒ 中島 朋子

※ 本ニュースレターは、2022年4月6日現在の情報に基づいています。

[2022年4月6日付の当事務所ニュースレター](#)にて、4月3日付でミャンマー中央銀行(「CBM」)から、外国通貨のミャンマーチャットへの転換に関する Notification (Notification No.12/2022) (「本告示」)が発出されたことを速報でお知らせしました。今般、4月5日付で、CBM から外国為替取引の許可を持つ銀行(「AD Bank」)に対して、本告示に関連して Directive (Directive No.6/2022) (「本 Directive」)が発出されましたので、下記のとおり速報としてお伝えします。

1. 本 Directive の内容について

本 Directive の概要は以下のとおりです。

- 本告示では、国内居住者が国外から取得した外国通貨は 1 営業日以内に、AD Bank に送金し、ミャンマーチャットに転換しなければならないとされましたが、本 Directive ではかかる転換に関して、当該外国通貨の取得方法に応じ、次のような取扱を定めています。

外国通貨の取得方法	取扱
輸出によって得た収入の送金	<ul style="list-style-type: none"> 着金日に受取人会社の外貨口座へ着金 CBM が定めたレート(「CBM レート¹」)で両替の上、同人のチャット口座へ振込
サービスを含むその他の収入の送金	<ul style="list-style-type: none"> 着金日に受取人会社・個人の外貨口座へ着金 CBM レートで両替の上、同人のチャット口座へ振込
投資の原資の送金	<ul style="list-style-type: none"> 着金日に受取人会社の外貨口座へ着金 CBM レートで両替の上、同人のチャット口座へ振込 (CBM の) Foreign Exchange Supervisory Committee の許可によって例外的に認められた場合は除く
投資のオフショアローンの送金である場合	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替管理法 29 条 A 項及び Foreign Exchange Management Regulation (「外国為替管理規則」) 48 条に基づき、当該ローンの CBM による許可の取得の有無を審査 許可取得済の場合、着金日に受取人会社の外貨口座へ着金 CBM レートで両替の上、同人のチャット口座へ振込 Foreign Exchange Supervisory Committee の許可によって例外的に認められた場合は除く
一方的な送金 ²	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替管理規則 54 条及び 55 条に基づき、当該送金の CBM による許可の取得の有無を審査 許可取得済の場合、着金日に受取人会社の外貨口座へ着金 CBM レートで両替の上、同人のチャット口座へ振込

¹ CBM レートと市場でのレートには乖離が見られ、2022年4月6日現在の CBM レートは 1 米ドル 1,850 チャットですが、市場では 2,000 チャット超のレートとなっています。

² 対価関係のない送金・支払を意味しているものと考えられます。


- ・ 本告示では、外国通貨の国外への送金は、Foreign Exchange Supervisory Committee の許可のもと、AD Bank を通じて行わなければならないとされましたが、本 Directive によって対象となる送金が次の送金である旨が示されています（なお、国外送金の振込手数料として、1 米ドル当たり 3 チャットを徴収することも本 Directive で定められました。）。
 - ✓ 輸入代金の支払(前払を含む)
 - ✓ サービス及びその他の費用の支払
 - ✓ 配当の送金及び資本の返金
 - ✓ 国外への投資のための送金
 - ✓ オフショアローン及び金利の返済
 - ✓ 外国為替管理規則 27 条に規定する費用³の送金

2. 本 Directive による影響について

本 Directive は、本告示の内容を踏襲して取扱の明確化等を図ったものであり、新しい問題が提示されているわけではありませんが、強制転換の規律及び海外送金の規律について、いずれも広範な適用を前提としたものであることが改めて明確にされたものといえます。上記 Foreign Exchange Supervisory Committee の許可を得た場合以外の、一般的な強制転換義務の例外についてはまだ示されていない模様であり、引き続き動向を注視していく必要があります。

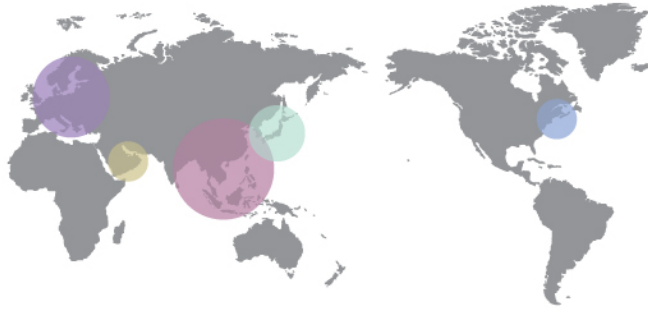
当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³ 家族の渡航費や生活費等。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikgang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4